

令和元年度

定期監査結果報告書

新座市監査委員



新監発第173号  
令和2年2月21日

新座市長 並木 傑 様

新座市監査委員 松本 四郎

新座市監査委員 川上 政則

令和元年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定による令和元年度定期監査を、新座市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

なお、監査の結果において、措置を求める事項及び意見として述べる事項はありませんが、口頭講評事項に対して改善等を講じたものは、令和2年3月27日（金）までに御報告ください。

## 1 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか。

## 2 監査の主な実施内容

平成31年4月1日から令和元年9月30日までを対象期間とし、事務事業の効率的な執行及び予算の執行状況について、監査を実施した。

また、重点監査項目は「過去の口頭講評への対応について」とした（※）。

### ※ 「過去の口頭講評への対応について」

平成26年度定期監査から平成30年度決算審査までにおける口頭講評44件について、現在その事務を所管している29の所属に対し、口頭講評後の対応を調査した。

具体的には、口頭講評を受けた際の所属内への周知方法、口頭講評を受けた後の事務の改善状況等を確認した。

なお、調査に当たっては、調書及び関係書類の提出を求め、ヒアリングを行った。

## 3 監査の実施場所及び日程

実施場所	日付 (令和2年)	対象等
監査委員室	1月7日	上下水道部（下水道課を除く。）、出納室、市議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会
	1月10日	総合福祉部、こども未来部
	1月16日	教育総務部、学校教育部
	1月21日	都市整備部、上下水道部（下水道課）
	1月27日	総務部、いきいき健康部、オンブズマン室
	1月30日	総合政策部、市民生活部、公平委員会
	2月5日	財政部
市長公室	2月7日	監査委員講評

## 4 監査対象部局及び監査の結果

### (1) 財務に関する事務の執行又は経営に関する事業の管理について

#### ア 総合政策部

政策課、シティプロモーション課、秘書広聴課、地下鉄12号線延伸促

進室、オリンピック・パラリンピック推進室及び公共施設マネジメント推進室

○ 監査の結果

措置を求める事項、意見として述べる事項及び口頭講評とすべき事項はない。

イ 総務部

総務課、人事課、人権推進課、情報システム課及び危機管理課

○ 監査の結果

措置を求める事項、意見として述べる事項及び口頭講評とすべき事項はない。

ウ 財政部

財政課、管財契約課、施設営繕課、市民税課、資産税課、納税課及び新庁舎建設推進室

○ 監査の結果

措置を求める事項、意見として述べる事項及び口頭講評とすべき事項はない。

エ 市民生活部

経済振興課、市民課、環境対策課、リサイクル推進課、交通防犯課及び地域活動推進課

○ 監査の結果

措置を求める事項及び意見として述べる事項はないが、口頭講評とすべき事項としては、次のとおりである。

**交通防犯課**

- ・ にいバス無料乗車証の在庫管理の不備について

にいバス無料乗車証について実査したところ、確認できた残枚数が正しい在庫枚数であるかどうか、所管課で把握していなかった。

にいバス無料乗車証は金券であるということを十分に認識し、適切な管理を行っていただきたい。

オ 総合福祉部

福祉政策課、生活支援課、障がい者福祉課、児童発達支援センター及び

## 福祉の里

### ○ 監査の結果

措置を求める事項及び意見として述べる事項はないが、口頭講評とすべき事項としては、次のとおりである。

#### 福祉政策課

##### ・ 委員報酬及び費用弁償の支給の遅れについて

民生委員推薦会の報酬及び費用弁償について、平成30年度定期監査において支給の遅れを指摘し、以後気を付ける旨の回答を得ていたところであるが、令和元年度においても、遅れの期間は若干短縮しているものの、根本的な改善に至っていなかった。

支給の遅れは、委員に対しても失礼である。遅れることのないよう徹底していただきたい。

## カ こども未来部

こども支援課、保育課及びこども給付課

### ○ 監査の結果

措置を求める事項、意見として述べる事項及び口頭講評とすべき事項はない。

## キ いきいき健康部

長寿はつらつ課、介護保険課、国保年金課及び保健センター

### ○ 監査の結果

措置を求める事項、意見として述べる事項及び口頭講評とすべき事項はない。

## ク 都市整備部

まちづくり計画課、道路課、建築開発課、みどりと公園課、新座駅北口土地区画整理事務所、大和田二・三丁目地区土地区画整理事務所及び（仮称）大和田・坂之下橋整備事業推進室

### ○ 監査の結果

措置を求める事項及び意見として述べる事項はないが、口頭講評とすべき事項としては、次のとおりである。

#### 新座駅北口土地区画整理事務所

##### ・ 社会資本整備総合交付金（繰越明許予算）の調定漏れについて

平成30年度決算審査において、保留地処分金の調定漏れを口頭講評としたところであるが、今回は社会資本整備総合交付金（繰越明許予算）について調定漏れがあった。

口頭講評となったものについては、科目を限定せず、同様の事態が起こらぬよう十分な注意を払っていただきたい。

- ・ 切手購入に係る事務の遅延等について

7月に2回、資金前渡を受けて切手を購入していたが、いずれも前渡金の精算を12月に行っていた。このうち1件については切手購入の領収書を紛失していた上、切手受払簿でも購入の事実が確認できなかった。

前渡金の精算は規則に従い支払事務終了後5日以内に行うとともに、切手受払簿については記録を徹底していただきたい。

#### ケ 上下水道部

水道業務課、水道施設課及び下水道課

- 監査の結果

措置を求める事項、意見として述べる事項及び口頭講評とすべき事項はない。

#### コ 教育総務部

教育総務課、生涯学習スポーツ課、生涯学習センター、歴史民俗資料館、中央公民館及び中央図書館

- 監査の結果

措置を求める事項及び意見として述べる事項はないが、口頭講評とすべき事項としては、次のとおりである。

**中央公民館**

- ・ 社会教育指導員の出張命令簿の作成漏れについて

平成26年度決算審査及び平成30年度定期監査において、旅費の支給に関する手続の漏れ等を口頭講評としたところであるが、今回は社会教育指導員について、4月から9月までの間に6回の出張があったにもかかわらず、全ての出張において出張命令簿が作成されていなかった。

今回は旅費の支給を要する案件ではなかったが、出張及び旅費の支給に係る一連の手続の流れを再確認し、同様の誤りを繰り返さな

いよう十分な注意を払っていただきたい。

サ 学校教育部

学務課、教育支援課及び教育相談センター

○ 監査の結果

措置を求める事項及び意見として述べる事項はないが、口頭講評とすべき事項としては、次のとおりである。

**教育相談センター**

・ 私有車による出張について

公用車ではなく、私有車による出張が常態化した結果、一般職旅費が不足して流用を行っていた。

私有車による出張は、一定の条件の下で公用車が確保できないときに限り認められるものであることを認識し、適正な出張命令及び予算執行に努められたい。

シ その他部局

オンブズマン室、出納室、市議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、公平委員会及び固定資産評価審査委員会

○ 監査の結果

措置を求める事項、意見として述べる事項及び口頭講評とすべき事項はない。

(2) 重点監査項目について

マニュアルの作成等により、関係職員への周知・引継ぎが行われていることが確認できた。ただし、引き続き改善策の検討が必要であるもの、似たような誤りによって今回の口頭講評となったものがあつた。

これまでに口頭講評となった事項については、各所属で引き続き改善に努めるとともに、全庁的に起こり得るリスクとして捉えることで内部統制の強化につなげていただきたい。